11　税の減免や各種割引制度について

（１）税金の控除及び減免

●自動車税・軽自動車税の減免

障害者が所有し自らが運転する自動車、又は障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転する自動車について、下記の要件を満たしている場合には税の減免が受けられます。

①減免の要件

自動車、軽自動車を既に所有している場合は４月１日時点、新しく所有する場合は登録日において、以下の要件を全て満たす必要があります。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>本人運転</th><th colspan="2">同一生計者又は常時介護者の運転</th></tr>
<tr><td>対象となる
障害の範囲</td><td colspan="3">90ページのとおり</td></tr>
<tr><td>台　数</td><td colspan="3">１台に限る</td></tr>
<tr><td>自動車
の種類</td><td>自家用に限る</td><td colspan="2">自家用に限る。対象となるのは、
・乗用車（乗車定員10人以下）
・貨客兼用車（最大乗車定員４人以上）
・キャンピング車</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自動車の
所有者
（※１）</td><td rowspan="4">身体障害者本人</td><td>身体障害者（18歳以上）</td><td>身体障害者本人</td></tr>
<tr><td>身体障害児（18歳未満）</td><td rowspan="3">生計を一にする親族
（※２）</td></tr>
<tr><td>知的障害児・者</td></tr>
<tr><td>精神障害者</td></tr>
<tr><td>自動車の
運転者</td><td>身体障害者本人</td><td colspan="2">①生計を一にする親族（※２）
②障害のある人（単身又は障害のある人と生活を共にする人がある場合はその人も障害のある人（身体障害者手帳を有するものに限る））を常時介護する者（※３）</td></tr>
<tr><td>使用の内容</td><td>障害者本人が日常生活において使用するもの</td><td colspan="2">通院、通学（園）、通所、通勤、生業、通所、帰宅、日常生活のための送迎を継続して日常的に行うもの（※４）</td></tr>
</table>

なお、軽自動車税は、市町村によって取り扱いが異なります。

（※１）所有権が留保されている場合（所有者が自動車販売会社等）は、使用者が障害者本人であること。

（※２）障害者と同居の親族であること。別居の場合は、その親族が障害者と扶養の関係にあることが証明される場合（医療保険又は税）のみ対象になります。

（※３）「常時介護者」とは、専ら障害者の通院等のために、障害者の所有する自動車を運転する者をいいます。

（※４）障害者の通院・通学等のために、月４回以上かつ１年以上継続して使用が見込まれることの証明書が必要です。また、使用目的を日常生活で申請する場合は、誓約書や直近１ヶ月の自動車運行実績が必要です。

②減免される額

ア　自動車税

令和元年９月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車（※５）は51,700円）、令和元年10月１日以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度として減免されます。

イ　軽自動車税

全額

（※５）地球環境を保護する観点による自動車税のグリーン化に伴い、新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して、概ね税額の15%を割り増しする制度。

新車新規登録からガソリン車、LPG車で13年、ディーゼル車で11年以上経過した自動車が対象。

③構造変更に対する減免

障害者が利用するための構造を有する自動車（車いす移動車、入浴車など）については、別に減免制度があります。

問い合わせ先

【自動車税】

安芸県税事務所
TEL：0887-34-1161
中央東県税事務所
TEL：088-866-8510
中央東県税事務所員駐在所
TEL：088-866-3705
須崎県税事務所
TEL：0889-42-2366
幡多県税事務所
TEL：0880-35-5974

【軽自動車税】

市町村

１１　税の減免や各種割引制度について

④減免申請書の提出

区　　分	申請日（申請期間）	提　　出　　先
自動車税（既に所有）	４月１日から納期限まで	県税事務所（中央西は除く）
自動車税（新規登録）	新規登録日	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税	各市町村にお問合せください	市町村

【障害の範囲一覧表】

身体障害者（本人が運転する場合）

障害の区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		■	■	■	■		
聴覚障害		／	■	■			
平衡機能障害		／	／	■			
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）		／	／	■			
上肢機能障害		■	■	■			
下肢機能障害		■	■	■	■	■	■
体幹機能障害		■	■	■	／	■	
脳原性	上肢機能	■	■	■			
	移動機能	■	■	■	■	■	■
心臓機能障害		■	／	■	■		
じん臓機能障害		■	／	■	■		
呼吸器機能障害		■	／	■	■		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		■	／	■			
小腸の機能障害		■	／	■			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		■	■	■			
肝臓機能障害		■	■	■			

身体障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

障害の区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害		■	■	■	■		
聴覚障害		／	■	■			
平衡機能障害		／	／	■			
音声機能障害							
上肢機能障害		■	２級の1・2				
下肢機能障害		■		３級の１			
体幹機能障害		■	■	■			
脳原性	上肢機能	■	両上肢				
	移動機能	■	■	両下肢			
心臓機能障害		■	／	■	■		
じん臓機能障害		■	／	■	■		
呼吸器機能障害		■	／	■	■		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		■	／	■			
小腸の機能障害		■	／	■			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		■	■	■			
肝臓機能障害		■	■	■			

（※）軽自動車税の減免について、詳しいことは各市町村にお問合せください。

知的障害児・者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

重度の知的障害児・者であって、障害の程度がＡ１・Ａ２の療育手帳を持っている人。

精神障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

精神通院医療の公費負担を受けており、１級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人。

１１　税の減免や各種割引制度について

●その他の税の減免等

種　類	内　　容		金　額	照会先
所得税	障害者控除	納税者自身又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 ・一般の障害者 身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ１･Ｂ２、精神障害者保健福祉手帳２～３級 ・特別障害者 身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ１･Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級 ・同居特別障害者 同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する場合	所得控除 ・一般の障害者の場合 1人につき27万円 ・特別障害者の場合 1人につき40万円 ・同居特別障害者の場合 1人につき75万円	税 務 署 （16ページ参照）
住民税	障害者控除	障害程度は、所得税と同じです。	所得控除 ・一般の障害者の場合 26万円 ・特別障害者の場合 30万円 ・同居特別障害者の場合 53万円	市町村役場 （10ページ参照）
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税	
個　人 事業税	両眼の視力0.06以下の重度の視力障害者があんま・はり・きゅう等医業に類する事業を行う場合		非課税	県税事務所 （16ページ参照）
相続税	障害者控除	障害者が相続により財産を取得した場合 （満85歳未満の人）	（※１）	税 務 署 （16ページ参照）
贈与税	特定障害者（※）が特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を贈与により取得した場合 ※特定障害者とは次に掲げる方 ①特別障害者 ②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方		・①の場合 6,000万円まで非課税 ・②の場合 3,000万円まで非課税	
ゴルフ場 利用税	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(戦傷病者手帳、被爆者健康手帳も可) （非課税利用には、手帳の提示が必要です。）		非課税	中央東県税事務所 TEL:088-866-8500
利子等の 所得税と 住民税	「マル優」 預貯金、公社債、投資信託等	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは障害年金等受給者	それぞれの元本の合計が350万円までの利子等が非課税	金融機関窓口 証券会社窓口
	「特別マル優」 国債、地方債		額面の合計が350万円までの利子等が非課税	

（※１）10万円×（85歳－障害者の年齢）の税額を控除
特別障害者の場合は、20万円×（85歳－障害者の年齢）の税額を控除
ただし、平成26年12月31日以前の相続開始の場合は、１年につき6万円（特別障害者の場合は、１年につき12万円）

１１　税の減免や各種割引制度について

（２）運賃割引制度

障害児・者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

ＪＲ四国、とさでん交通、土佐くろしお鉄道ではミライロＩＤが利用できます。

●ＪＲ・土佐くろしお鉄道運賃

乗車券を購入する際、窓口で手帳を見せてください。

乗車券の購入は、原則として窓口を利用してください。

※12歳以上の障害者が12歳以上の介護者と一緒に利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明します。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

療育手帳に「Ａ」の表示のある方・・・第１種障害者

「Ｂ」の表示のある方・・・第２種障害者

精神障害者保健福祉手帳１級の方・・・第１種障害者

２、３級の方・・・第２種障害者

利　用　方　法		種　類	割　引　率
第１種障害者	１　単独で利用する場合（片道100㎞を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	５割引
	２　介護者と一緒に利用する場合	普通乗車券 普通回数乗車券	本人、介護者とも５割引
		定期乗車券	障害者は、通勤定期及び通学定期（割引前）の5割引、介護者は、通勤定期の5割引
第２種障害者	１　単独で利用する場合（片道100㎞を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	５割引
	２　12歳未満の障害児が介護者と一緒に利用する場合	定期乗車券	介護者の通勤定期乗車券に対してのみ５割引

※介護者は、１人だけ割引が受けられます。

※土佐くろしお鉄道には距離の制限がありません。

問い合わせ先

ＪＲ四国

各駅窓口又は電話案内センター

TEL：0570-00-4592

土佐くろしお鉄道

中村駅

TEL：0880-35-4961

安芸駅

TEL：0887-34-8800

１１　税の減免や各種割引制度について

問い合わせ先

●電車・バス運賃（高知県内）

運賃を支払う際に手帳を見せてください。

高知駅前観光、とさでん交通、県交北部交通、高知高陵交通、高知西南交通、高知東部交通では、ミライロＩＤが利用できます。

各電車・バス会社

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

第１種障害者／本人・介護者（１人）とも５割引

第２種障害者／本人のみ５割引

精神障害者保健福祉手帳

１級／本人・介護者（１人）とも５割引

２級・３級／本人のみ５割引

※一部バス会社で割引内容が異なります。

ＩＣカード「ですか」については、「障がい者カード」や「障がい者介護用カード」を発行しますので、取扱い窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

※カードの有効期限（更新が必要です。）

・「障がい者カード」「障がい者介護用カード」　発行日から１年

・「小児用障がい者カード」　12歳の４月１日まで



●その他の船舶や私鉄等

割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問い合わせください。

●国内航空運賃

航空券販売所の窓口で、手帳を見せてください。

ＪＡＬ、ＡＮＡではミライロＩＤが利用できます。

各航空会社

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に顔写真の貼付がない方は、割引を受けられませんので、お住まいの市町村福祉担当窓口で手帳の再交付の手続きをしてください。

区　分	年　齢	適　用　範　囲	割引率
身体障害者	満12歳 以上	○本人が満12歳以上の場合 本人及び介護者（１人）が割引 ○本人が満12歳未満の場合 介護者（１人）のみ割引 (※)本人は小児運賃適用	各航空券の料金等、諸条件によって異なります
知的障害者			
精神障害者 (※)手帳の有効期間内の搭乗分が割引の対象となります。			

※満12歳未満の方の運賃については、通常の小児運賃の方が低料金となります。

●タクシー運賃

高知県内で乗車する場合、タクシー運賃が１割引になる制度があります。

各タクシー会社

【対象者】　身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳を持っている人

（ただし、精神障害者保健福祉手帳による割引及び時間運賃制の場合の割引は、一部のタクシーのみ適用）

【利用方法】

乗務員に手帳を見せ、割引を受けてください。

※県外で利用する場合は、タクシー協会に確認してください。

１１　税の減免や各種割引制度について

（３）有料道路の割引制度　※全国の有料道路会社で統一的に実施されています。

問い合わせ先

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、通勤・通学・通院等の日常生活活動において有料道路を利用する場合、事前に申請することで料金が割引になる制度があります。

※ 令和５年３月27日から１人１台要件が緩和され、事前登録していない親族や知人の車、レンタカー、車検時の代車、介護が必要な方がタクシーを使う場合なども、対象になりました。
（タクシーの場合は予約時又は乗車前に割引を利用する旨を申し出て確認してください。）

市町村役場
（10ページ参照）
全国の有料道路会社

【対象者】

障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳を持っている方（等級制限なし）
障害者本人以外が運転し障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち重度の方 （身体障害者手帳：第１種、療育手帳：Ａ１、Ａ２）

【利用手続き】

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で、障害者割引に係る事前申請を行ってください。

※ 令和５年３月27日から自動車の事前登録及びＥＴＣ利用申請をする方は、高速道路会社によるオンライン申請が可能になりました。申請方法等は各道路会社ホームページをご覧ください。

ＮＥＸＣＯ西日本
https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/

【市町村窓口での新規申請に必要な書類】
※ 事前に各市町村の窓口にご確認ください。

	自動車登録する場合	自動車登録しない場合
① 障害者本人の手帳	○	○
② 登録する自動車の車検証等	○	×
③ 住民票等（本人、配偶者、同居の親族等か判断する場合）	○	×
④ 割賦契約書又はリース契約書（契約中の場合のみ）	○	×
⑤ ＥＴＣカード/ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等（ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの）	○	×
⑥ 障害者本人の運転免許証（本人が運転する場合）	○	○

※ ⑤はＥＴＣを利用する方のみ

【自動車登録ができる車の範囲】

○車種要件

乗　用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象）
貨　物	後部座席が設置され乗車定員が４人以上～10人以下で ・乗車設備と荷台に仕切りがないもの ・乗車設備と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500ｋｇ以下のもの
特　殊	車いす移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車で、乗車定員が10人以下のもの
二　輪	総排気量が125ｃｃを超えるもの

○所有者要件（車検証の「所有者の氏名」）

	本人運転	介護者運転
① 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、同居の親族等	○	○
② 障害者本人を継続して日常的に介護している方	×	○

※ 割賦契約（ローン）又は長期リースの場合「使用者の氏名」が①②の場合は対象

【割引料金・割引有効期限】

○割引料金・・・通常料金の半額（ＥＴＣ時間帯割引との重複適用はありません。）

○有効期限・・・新規や変更の場合、手続きが終了してから２回目の誕生日まで
更新の場合、手続きを終了してから３回目の誕生日まで（最長２年２か月）

【利用方法】

料金所で係員に料金を支払う場合は、手帳を見せて確認を受け、割引後の料金を支払ってください。ＥＴＣの場合は、登録されたＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入し、通行してください。

※ ＥＴＣ登録には、３週間程度かかります。（ＥＴＣレーンでの割引のご利用が可能となる日が割引実施事業者から書面により通知されます。）

※ ＥＴＣ料金所の点検及びＥＴＣの異常により開閉バーが開かないなど、ＥＴＣレーンを利用できない場合は、料金所係員が処理を行いますので、必ず手帳を携行してください。

※ ミライロＩＤが利用できます。（ミライロＩＤについては８ページをご覧ください）

有料道路でのミライロＩＤのご利用方法
https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/900005624323

１１　税の減免や各種割引制度について

（４）その他の減免等

問い合わせ先

●ＮＨＫ放送受信料の免除

【対象者】

各種障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの条件に当てはまる人

	全　額　免　除 〔障害者の方を世帯構成員に有する場合〕	半　額　免　除 〔障害者の方が世帯主の場合〕
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	①視覚･聴覚障害者
		②重度の身体障害者（１～２級）
知的障害者		重度の知的障害者（Ａ１、Ａ２）
精神障害者		重度の精神障害者（１級）

ナビダイヤル
TEL:0570-077-077
※IP電話等をお持ちの方でナビダイヤルが利用できない場合は以下の電話番号をご利用ください
TEL:050-3786-5003
9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

●電話番号案内（104番号案内料）の無料扱い

対象の障害者手帳をお持ちの方は、事前登録により無料で番号案内が利用できます。

【対象者】

①身体障害者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区　　分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	１～６級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	１、２級
聴覚障がい	２級、３級、４級、６級 （１級、５級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	３級、４級 （１級、２級はなし）

②戦傷病者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区　　分	戦傷病者等級表による級別
視覚障害	特別項症～第６項症
上肢障害	特別項症～第２項症
聴覚障がい	第２項症、第４項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第１項症、第２項症、第４項症

③療育手帳を持っている人
④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

TEL:0120-104-565
FAX:0120-104-134
平日9:00～17:00
（土・日・祝日及び年末年始を除く）

●携帯電話の料金割引

携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要です。
また、割引制度の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは携帯電話各社、または取扱店にお問い合わせください。

【対象者】・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

各携帯電話会社または取扱店

●点字郵便物の無料扱い

点字郵便物を郵送する場合、３kgまで無料となります。

①点字郵便物
②特定録音物等郵便物（オーテピア高知声と点字の図書館など日本郵便（株）指定施設との発受に限る）

各郵便局

●心身障害者用ゆうメール郵便物

身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受される郵便料金は以下のとおりです。

各郵便局

重　量	150g以内	250g以内	500g以内	１kg以内	２kg以内	３kg以内
料　金	92円	110円	150円	180円	230円	310円

１１　税の減免や各種割引制度について

問い合わせ先

●聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック郵便物

聴覚に障害のある方と日本郵便（株）が指定する施設との間で、ビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受される郵便、及び大型の点字図書等を内容とする郵便料金は以下のとおりです。

各郵便局

60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

〇サイズ区分

区分	３辺計
60サイズ	60cm以内
80サイズ	80cm以内
100サイズ	100cm以内
120サイズ	120cm以内
140サイズ	140cm以内
160サイズ	160cm以内
170サイズ	170cm以内

●定期刊行物の低料第三種郵便物

内　容		重　量	料金
心身障害者団体の発行する定期刊行物であり、発行人から差し出される郵便物	毎月３回以上発行する新聞紙	50g以内	８円
		50gを超える１kg以内、50gごとに	３円増
	その他のもの	50g以内	15円
		50gを超える１kg以内、50gごとに	５円増

●河川の遊漁料の減額・免除

障害者手帳を持っている人については、河川の遊漁料が減額または免除される場合があります。

割引の制度は各漁協により異なります。

関係各漁協又は高知県漁業管理課

TEL:088-821-4608

●県立施設の入場料（使用料）の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者（１名のみ）について、次の施設の入場料（使用料）が無料になります。

各県立施設

① 懐徳館（高知城）
② 牧野植物園
③ 足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩ
④ 歴史民俗資料館
⑤ のいち動物公園
⑥ 坂本龍馬記念館
⑦ 美術館（一部対象外あり）
⑧ 文学館（一部対象外あり）
⑨ 高知城歴史博物館
⑩ 県民体育館室内プール
⑪ 障害者スポーツセンター
⑫ 武道館
⑬ 弓道場
⑭ 青少年の家（香北・幡多）
⑮ 青少年体育館
⑯ 高知青少年の家（利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が５割を超える場合に限る）
⑰ 青少年センター
⑱ 室戸体育館（手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の２分の１以上に限る）
⑲ 春野総合運動公園（個人の施設使用料。手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の２分の１以上に限る）

※利用方法・・・各施設の入場券販売窓口で、手帳を見せてください。